

令和7年8月18日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県最低賃金専門部会

部会長 村上 恵子

広島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月15日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）に配意した上で、消費者物価をはじめとする県内の各種の指標を基に、消費者物価指数の高騰、賃金の上昇率、企業の価格転嫁が十分に行われていないこと等を踏まえ、広島県独自で妥当性を検証し、中小企業・小規模事業者に対する支援策など県内情勢を総合的に勘案し慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

当専門部会においては、本年度の広島県最低賃金の改正が賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない中、中小企業・小規模事業者に与える影響は例年よりも大きく、このため、県内の中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

- 1 影響率が高止まりしている中、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備については、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めることを要望する。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」で閣議決定された「中央最低賃金の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の重点的な支援」に期待する。

- 2 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化、とりわけ、価格転嫁率の目標値を定める等、成果が可視化できるような取組を要望する。
- 3 最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから、「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を要望する。
- 4 発効日については、地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において、責任をもって結論を導き出すよう要望する。



本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部 会 長 村上 恵子

部会長代理 岡田 行正
 酒井 朋子

労働者代表委員

佐崎 吉宏

橋本 聡

林 秀彦

使用者代表委員

木村 康宏

蔵田 秀和

長谷川 信男

別紙

広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1 時間 1,085 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 11 月 1 日